

1. 趣旨

民間への紙による文書保存義務について、原則として電子保存を容認。

⇒ 民間の文書保存コストを軽減。 (経団連試算) 帳簿書類の保存コスト: 年間約3,000億円)

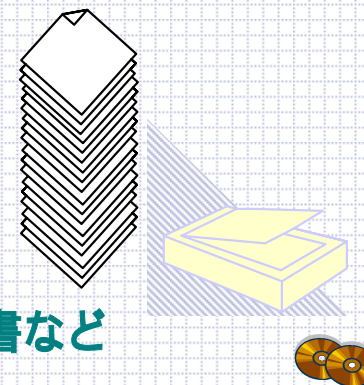
電子保存とは、当初から電子的に作成された書類を電子的に保存すること及び書面で作成された書類をスキャナでイメージ化し、電子的に保存することの両者を含む。

2. 対象範囲

■ 通則法により措置する法律数は、約250本。例: 医師法(診療録)、商法(損益計算書) 等
(通則法形式の採用により、個別に法改正せずに電子保存を容認。)

■ 税務関係書類も、原則として電子保存を容認。
(適正公平な課税の確保のため、一部書類については対象にしない。)

■ 一部の文書について電子保存対象外。
緊急時に即座に確認する必要があるもの: 船舶に備える安全手引書など
現物性が極めて高いもの: 免許証、許可証など
条約による制約があるもの
その他



■ 平成17年4月施行